

令和4年度 東京都税制調査会第4回小委員会

令和4年9月27日（火）10:00～11:53

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

【小林税制調査担当部長】 お待たせいたしました。時間になりましたので始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより令和4年度第4回小委員会を開催させていただきます。

本日は、机上に配付、またはデータでお送りしております報告の素案を御参照いただきながら御検討いただければと存じます。

また、素案の概要版も御用意しておりますので、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

なお、沼尾委員、野口委員は、所用のため、本日は欠席されております。

それでは、今後の進行につきまして、諸富小委員長をお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

本日は、令和4年度税制調査会報告（素案）について御検討いただきます。

事務局から報告（素案）の構成や特徴について説明いただいた後に、全体を4つに区分してそれぞれ事務局の説明の後に検討という手順で進めていきたいと思っております。

それでは、初めに、事務局から報告（素案）の構成と特徴と「Ⅰ 税制改革の視点」について説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 それでは、報告（素案）について御説明いたします。

まず説明の段取りとなりますが、報告（素案）の目次構成等を御説明した後、事前説明にて各委員より御指摘いただいた項目とその修正内容につきまして御説明申し上げます。

なお、頂戴した御指摘なのですが、過去の答申からの継続性、また一貫性との観点から、現時点では修正を反映していない箇所がございますことをあらかじめ御了承いただきたくお願いいたします。

本小委員会の中で改めて御意見、御指摘いただければ幸いです。

それでは、まず報告（素案）の構成につきまして御説明いたします。

目次を御覧ください。

まず構成としましては大きく2つの柱に分けて構成しております。「Ⅰ 税制改革の視点」と「Ⅱ 税制改革の方向性」となります。

「Ⅰ 税制改革の視点」もさらに2つの視点に分けておりまして「1 基本的視点」と「2 時代の変化に対応した視点」となっております。

事前説明でも申し上げましたが、「1 基本的視点」の「（5）所得格差に対応した税制」、それから「（6）税制のグリーン化」につきましては、前期までは「2 時代の変化に対応した視点」にございましたが、継続的な課題として位置付けていくという観点から、今回、基本的視点に移動させております。

続きまして「Ⅱ 税制改革の方向性」でございます。いわゆる提言部分になりますが、今回は4つの柱で構成してございます。

1つ目の柱が「環境関連税制」、2つ目が「税務行政のDX」、3つ目が「個人所得課税」、4つ目が「地方法人課税」となっております。

なお、事前説明でも申し上げましたが、3つ目の「個人所得課税」の柱に、池上会長の御指摘によりまして「ふるさと納税」の項目を追加しております。

目次構成の説明は以上となります。

それでは、引き続き、事前説明におきまして各委員から御意見、御指摘がありまして事務局にて修正を反映した箇所について御説明いたします。

まず「1 基本的視点」の部分になりますが、最初の御指摘が報告（素案）の16ページになります。今回新たに追加したページになりまして「2 時代の変化に対応した視点」の「(2) 国際情勢等による影響」のサマリー部分と本文3つ目のパラグラフの箇所になります。

事前説明の際は「ロシアへの経済制裁やウクライナ危機の長期化は」というようにしておりましたが、この順番が違うのではないかと御指摘を頂戴しました。ウクライナ危機があってロシア制裁であるという順番でございます。こちらの部分、サマリー部分と本文につきまして、ロシアとウクライナ危機の順番を入れ替える修正を行っております。

なお、「基本的視点」の記述につきましては、過去の答申から踏襲している記述がほとんどのため、このパートでの御指摘は以上となっております。

その他の「1 基本的視点」におきましては、参考資料の1ページ、65歳以上人口の指数の推移もつけておりますので、併せて御参照いただければと思います。

「1 基本的視点」のパートにつきましては以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御議論いただきたいと思います。御意見のある委員は画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に映ってない委員は御発声をお願いします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

所得格差、つまり、7ページ、8ページの「所得格差に対応した税制」、今、御紹介のありました国際情勢の影響に絡み、かつ実際の問題としては、この後に出てくるDXのところで「タイムリーな情報連携」というのが38ページ以降に書かれているので、この辺りは関連するテーマかと思うのですが、今、政府が非課税世帯に対する5万円の給付を検討しているのですが、相変わらず給付の対象が非課税世帯というのはどうなのだという話で、消費税増税の時の簡素な給付の時も非課税、この前の10万円の時も非課税で今回も非課税。もちろん、ばらまくよりはましだという議論もあるのですが、対象を絞ると非課税で、ただ、実はそのうちの7割以上が高齢者という話になっていて、本当の低所得者ではないのではないかと御指摘がいつも出されます。これは何を申したいかといいますと、所得格差に対応した税制、これは給付の話で税の話ではないのですが、所得格差が広がる中において適切な給付が本当に行われているのかどうかということです。それは、本来はDXもあるので、タイムリーな情報連携で正しい所得に基づいて、あるいは本当は金融資産に基づいて給付を行うというのが、特に今、こういう状況の中にあるので、国際情勢が大きく変わっているので、やはりそういうセーフティネットの再構築というのは必要なのではないかと思います。

3つ書くとかどいので、もしかしたら(5)のところで何か触れてもいいのかもしれませんが、今、私があちこちで言っているのですが、日本はセーフティネットのインフラがないです。そのため、やろうと思うとこういう非課税世帯のような粗い仕組みでしか対応できないということになっているので、その辺りの課題は少しタイムリーなので、問題提起としてあってもいいのかなと思いました。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

今、宮本委員、挙手されていますね。どうぞ。

【宮本委員】 どちらかという私の場合、税制そのものよりもそうした周辺的な前提に関わる問題について議論すべきかと思いましたが、まず、1の(1)の「少子高齢・人口減少社会」のところ、この辺りで書き方がやや日本の高齢化率、全体に比べて東京の高齢化率は、今は平均以下だが、やがて増加するという少し控え目な書き方なのですが、東京が直面する行政的な課題というのは2040年にかけて高齢化率では捉えられないです。というのは、東京は2040年にかけて2015年との比較でも1300万前後の人口規模を維持するわけでありまして、ただ、これまでと違って現役世代もまた多様な困難に直面しているということもあり、また、何よりも高齢世代、割合からではなくて実数として後期高齢世代が激増するということですね。2040年に200万を超えていくというところで、東京が直面する困難というのはもう少しリアルに押し出してもいいのではないかと、そちらの方が理解は得られるのではないかと思います。繰り返しになりますが、高齢化率は必ずしも東京が直面する困難のインデックスにはならないと思います。

それから、(3)の「財政の持続可能性の確保」というところですが、持続可能性の確保の方法というのが喫緊の課題について丁寧に説明する、理解を得るというところに少しいってしまっているような気がします。これはもちろん非常に重要なことなのですが、やはり今も少しお話があったところですが、給付を届かせる、あるいは税が返ってきている、循環しているという実感を持っていただくための努力の表明というのがこれは調査会の役割を超えたところでもあります、必要なのではないかとことです。

それから、3番目に、今、佐藤委員がおっしゃった部分、「所得格差に対応した税制」のところですが、ここは記述上の問題で、ジニ係数の話があって、その後、相対的貧困率の話がされているのですね。貧困線を下回る世帯の比率を表す相対的貧困率についてもジニ係数の推移と同様の傾向が見られる。ジニ係数の上昇傾向を示している。ジニ係数と同様の傾向が見られる。少しここはミスリーディングな部分もあるかなというのは、相対的貧困率そのものは最近下がってきています。国民生活基礎調査ベースでも消費生活実態調査ベースでも下がってきているのですが、だからといって楽観できないので、それはなぜ下がっているかという、貧困線そのものが、つまり、基準そのものが下がってしまっている、相対的貧困率はむしろ下がりぎみだということですね。ここは少し正確な表現の仕方が必要ではないかと思います。

今の領域では取りあえずそこまでです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

【関口委員】 ページ数の6ページのところに書いてある記述と7ページに書いてあるところの記述との関係で、少し印象なのですが、(5)は「所得格差に対応した税制」という感じで所得に焦点を絞っているように見えるのですが、前はもう少し広く捉えていて、所得、消費、資産みたいな感じですね。そういう大きな構図で捉えているように見えるので、今さらなのかもしれないですが、この「所得格差に対応した税制」の辺りを少し何か考えるのか。要は資産格差とかそういったものはターゲットに入っているのかどうかとか、その辺りの印象なのですが、全体像の話だと思うのでここで発言をいたしました。

【諸富小委員長】 そうですね。どこをどういう表現にすればよろしいですか。もう少しそちらの資産まで含めた方向を本来はカバーしているはずではないか、それに合わせた記述にしていく方が望ましいのではないかと御提案と受け止めていいですか。

【関口委員】 そうですね。今回は所得課税系の話今年度はしているのかなという気がします。そのため、そういった観点で今回所得格差というのが出ているのであれば、今年度はそうなのかなという気が

するのですが、もしそうではなくて、これは次年度にも関わるような基本的な方向性というように書いている場合には、(5)はそこだけではない、少し広めに取り扱うかどうかという感じ。今回取り扱ってないので書いていませんという捉え方もあると思うのですが、私もだからどうしたらいいというのはないのですが、印象で申し上げます。

【諸富小委員長】 御意見の趣旨はよく分かりました。ありがとうございます。ここは議論の後に、どういう形で書きぶりを変えるかは会長とも相談をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。土居委員、どうぞ。

【土居委員】 私は「財政の持続可能性の確保」のところについて意見を述べさせていただきたいと思っています。これは今、私がざっと確認したところでは、令和3年度のこの税制調査会の当時答申と言っているいわゆる報告書の書きぶりとはほとんど同じような書きぶりだと思います。今回、第8期になっているということなので、昨年度と多少様子を変えてもいいというか、さらには昨今の情勢を見ますと、ますます持続可能性を確保することが容易でなくなる方向に向かっている可能性があるという新たな要素が加わっているのではないかと思います。御承知のように、インフレ傾向に変わっていて、欧米諸国は政策金利を引き上げ始めているということで、我が国はまだそこまで至ってないとはいえ、やはり財政においてもこの金利動向、より特定の言い方をすれば金利上昇リスクをしっかりと見極めなければならなくなってきているということかと思えます。

ですから、この「財政の持続可能性の確保」の項目の中に避けて通れないという話の次に、物価動向いかんによっては資金調達の上で金利が上昇する。これは国、地方自治体、どちらもということですから、金利上昇の懸念があるので、そういう金利上昇リスクに対してもしっかりと対応できるような余力を残しておく必要があって、そのためにも財政再建は必須であるという、前後の文章の流れは事務局にお任せしたいと思えますけれども、金利上昇リスクにしっかりと対応できるような財政余力を確保するためにも財政再建は必須であるというようなニュアンスのことをぜひここで書くべきではないかと思います。

私から以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。最新の情勢を踏まえた財政再建の方向性を書くべきということで、ありがとうございます。明快な御意見で、ぜひその方向で検討させていただきたいと思います。高端委員、どうぞ。

【高端委員】 すみません、2つあります。どちらもあまり大きな話ではないのですが、一つは、素案の7ページのところで、これは少し引っかけたということなのですが、7ページの本文の2ポツ目、年齢階級別に改善度を比較すると、所得再分配効果は高齢者層に対して大きく機能する一方で、若年層においてはあまり機能していないというのはそのとおりで、その後に格差が見られると言っているのですよね。この格差が見られるというのは、高齢者に所得再分配効果が年金、医療を中心に大きく機能しているのは事実。若年層においてはあまり機能していない、これも事実。それをどう見るかというところで格差を問題にしている文章になっているのですが、格差が見られるというくだり、必要なのかなど。というのは、格差を問題にするなら格差を縮めればいいという話になって、例えば高齢者層の所得再分配効果を大幅に引き下げても格差は縮小できるわけですし、ここで格差に焦点化することが個人的には世代間対立を煽るような側面もあるのかなと思ひまして、ここは事実として高齢者に対する所得再分配効果は若年者と比べれば大きく機能しているが、若年層においてはあまり機能していないという事実を指摘するというところに止めておいた方がいいのではないかと感じました。

あともう一つが、これは単なるタイポなのですが、12ページの「(水素等の活用)」のすぐ上のところが「建築物環境報告書制度(仮称)の創設するとしている」は少し日本語がおかしいので「を創設する

としている」なのかなということです。

以上です。

【諸富小委員長】 御指摘ありがとうございます。12ページ、これはそうですね。建築物環境報告書制度（仮称）を創設するとしている。ありがとうございます。よく読んでいただきました。

では、ほかに御意見いかがでしょうか。

では、金井委員、どうぞ。

【金井委員】 これも印象的な話にすぎないのであまり本質ではないかもしれませんが、3ページの表題が（2）の「地方分権改革の推進」と書いてあるのですが、昨今の情勢を見ると地方分権改革というのはだんだん忘れられていて、むしろ逆風が強まっている。一部にはコロナ対策も含めて自治体が余計なことを言ったせいで国に対して迷惑を与えたみたいない種のバックラッシュも起きていて、これについてやはり自治体として地方分権改革の推進と言うべきかどうかはともかくとして、地方自治体がちゃんとやるべきことがある、と言っていく必要がある。ちゃんとできていたかどうかはいろいろ検証があると思いますが、自治体にはやるべきことがある。そのための財源が必要だということで、地方分権改革というよりは、自治体がやるべきことをちゃんとできる財源があるべきであるという話の方がいいのではないかな。

ややコロナ関係では国がかなり大盤振る舞いを財政的にはしたというように言うこともできるのですが、逆に言うと、だから、貸し剥がしではないですが、もう一回、回収に来るでしょう。余っているのではないかなとか、いろいろな話もあります。ともあれ、地方分権というよりは自治体の役割が非常に大きいことは確認されて、それは適切にできているかどうかはともかくとして、それに見合う財源が必要だというような情勢なのかなと、考えます。地方分権改革は2007年の第1次安倍政権のときに打ち出した標語で、現在も組織自体はありますが、やや風向きとして弱いので、もう少し自治体としては違う用語で呼んだ方がいいのかなというのが1点、印象であります。

それから、2点目は、既にたくさん御指摘がありますが、例えば5ページで公平感を高めるというように書いてあって、確かに公平感を高めることはとても大事だとは思いますが、公平感を高めるためにみんなが払うのをやめましょうという議論だってあり得るわけですね。私だけが取られているのはけしからぬから私も払いたくないという話です。ここで言っているのは公平感ではなくて、このままいくと財政破綻するのだから困るのではないかと、だから、みんなでしっかり払うべきである、しっかり払うためには公平感が必要だという気はしますけれども、公平感だけでは少しパンチが弱いかなと。

日本の議論というのは、税制が不公平だから減税しろという圧力になりやすいわけですよ。私だけが正直者でばかを見ているという話になるので、いざ徴収率を高めようという話になると税制自体の公平化というよりは、現行のあまり公正でない税制の中で非常に負担を負っている人から無理やり布団を剥がすような租税回収になりがちなので、しかも、大して金は取れないということになるので、何か公平感では足りないといいますか、ピントがずれているなど。

先ほど宮本委員からも御指摘がありましたが、「丁寧な説明」というのは全く駄目な用語で、「丁寧な説明」は、要するに何も改善しないというような意味です。事実として「前向きに検討します」という言葉と一緒に、「丁寧に説明する」のは要するに何も説明しないという意味ですよ。だから、これはやめたほうがいい言葉で、もう少しまともな言葉、まともな日本語を使った方がいいというのがあります。

それから、7ページ目の議論で、これは高齢委員が御指摘になりましたが、高齢層の再分配機能は税制で行われているわけではないのではないかと、むしろ年金のほうが非常に強く作用しているのではないかなと思うので、所得格差において税制で所得公平ができるのか、これはずっと昔から議論されていますよね。

税制では無理だから社会保障でやるべきだと。そうすると、では、高齢者には年金を渡しているけれども、若年、例えばシングルマザーに関して現金給付がないという話で、税制で幾ら大して所得を持っていない人に再分配しようと思ったって無理ではないのということです。これも何となく格差是正は大事だと思いますが、若干ピントがずれているような印象を与えるなという。いずれにしても3点、印象論です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員、ここの最後のポイントのところでは、では、どう書くともよしいですかね。確かに現状として税制の再分配機能が弱くなっていて、実際には社会保障給付が再分配的に機能している、この方がよほど力としては大きいとすると、それをそうなのだとすることを認める記述をするということですか。

【金井委員】 ですから、所得税での再分配は確かに大事だと。それから、金融課税ですよ。さらに言えば、NISA、非課税みたいなのでますます金融の方での再分配機能を下げようというような動きがあるわけです。そのため、これは逆行しているので、税制でやるべき再分配はやったほうがいいと思いますが、ここで格差が出ている最大の原因は、税制もさることながら給付の側が非常に弱いといえますか、年金に非常に偏重して、かつ現役時代の所得に比例する傾向の強い年金なので、全く再分配効果がない。金額の割に効率が悪いというのは指摘されている話なので、税・社会保障一体ですよ。これも言い古された言葉ですが、税制も頑張れと。それから、税制と所得分配、逆行するようなことはやめてくれと。しかし、それだけでは足りないという感じですかね。

【諸富小委員長】 なるほど。御趣旨がよく分かりました。では、その方向で検討させていただきます。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、このセクション、そろそろ終わりたいのですが、会長、何かセクションごとに会長の御意見を伺っていききたいのですが、いかがでしょうか。

【池上会長】 ありがとうございます。

それぞれの項目のタイトルを動かすのは大変ですが、記述について今有益なコメントがいろいろ出されましたので、小委員長と相談して、できるだけ改善していきたいと思います。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、次に、事務局から「Ⅱ 税制改革の方向性」の「1 環境関連税制」について説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 続きまして「税制改革の方向性」の1つ目の柱であります「環境関連税制」のパートの御指摘、修文になります。

まず1点目が19ページ「(2) 地球温暖化対策のための税の在り方」、3つ目のサマリー部分になります。温対税の引上げに当たっての箇所でございますが、家計への負担の記述に加えまして、東京につきましてはビジネスも集積しているので産業を追記した方がよいと御指摘いただいております。

なお、22ページの本文の下段にも「家計・産業への配慮措置」と見出しがありますので、そのことも同期を取るべきという御指摘ございました。

よって、本サマリー部分でございますが、温対税の引上げに当たっては、産業の国際競争力、それから、炭素リーケージの懸念、家計の負担等を考慮した適切な措置を講じていく必要があるという形に修正してございます。

併せて、23ページの本文中、最後のパラグラフでございますが、「国際競争力」の前に「産業」を追加しております。

続いて、24ページ「(3) 脱炭素化に向けた自動車関連税制の在り方」のアの「自動車関連税の現状

と課題」の2つ目のサマリーとなります。ここに「所有者」という記載がございますが、現在、自動車の所有につきましては変化しており、個人だけではなく事業者の自動車保有が増えてくるとレンタル、またはシェアなど所有の概念自体が変わってくるとの御指摘がございました。この御指摘を受けまして、これまで「自動車の所有者」という形にしておりましたが、「自動車の所有者等」という形で「等」を追加する修正を行っております。

併せて、27ページの本文一番下のパラグラフも「所有者等」に修正しております。

続きまして、32ページ「(4)住宅の脱炭素化促進のための税制」になります。

まず、2つ目のサマリー部分なのですが、修正前が「住宅の軽減措置」と記載しておりましたのですが、住宅の軽減措置ですと税なのか、税以外なのか、何の軽減措置かが分からないという御指摘がございました。よって、このこのパート、「住宅に係る税の軽減措置には」という明確にする形で記載を改めております。

併せて、本文2つ目のパラグラフにつきましても、住宅に係る税の軽減措置と修正しております。

「環境関連税制」のパートにおける修正箇所は以上となっております。

その他、「環境関連税制」のパートにおきましては参考資料の2ページ、4ページも併せて御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして、御議論いただきたいと思います。御意見のある委員は画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に映ってない委員は挙手をお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 まず車体課税なのですが、所有から利用への転換というのは、別に所有者に等をつけて何とかなる話ではなくて、要するにどこで課税するかの話だと思っています。なので、最後の中長期的な視点として、なぜ走行距離の話が出てくるか。これは利用なのですよね。だから、持っていることに対して課税するのが従来の車体課税ですが、利用したことに対して課税するのがこれからの走行距離等に応じた課税と言えるかなと思います。それが1つ目です。なので、走行距離課税をなぜやるのかというところ、もう少し所有から利用への変化、これにちゃんと対応するのだというところを言っているのかなと思います。

また走行距離課税でGPSの話が出てくるのですが、課税、インボイスもそうなのですが、税のためだけに何かを入れるというのは大体うまくいなくて、マイナンバーカードだって別に税のためだけに使うわけではないではないですか。なので、やはりGPSを使って走行距離課税をやるのであれば、例えばスマートシティなんかでも道路の混雑状況とか、あれは走行の最適化とかそういうのをやってくれるわけです。だから、道路サービスのある種改善も併せて行くとすれば、あのGPSは別に税を払うためではなくて自分たちのサービス、道路からサービスを受けるために付けるのだという話になってきますので、その辺り、道路自体や利用の行政サービスの充実を併せて行うという、そういうような視点があっていいのかなと思いました。

それから、住宅の脱炭素の話なのですが、固定資産税の話が32ページに出てきていて、私はそれはそれでいいと思うのですが、23区と違って多摩地域は固定資産税、市町村が課税しているで、これは都と市町村として本気でもし固定資産税を使ってやろうというのであれば、都と多摩の市町村と多分何らかの連携が必要だと思うので、その辺りの記載は必要ではないのかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 私から2点ですね。まず20ページのところで下から3つ目のポツ「しかし、日本では、温対税が創設されたとはいえ」というところで、上流での課税ということや、あとは税率が低いからということで消費者が税負担を感じにくく、CO₂排出量抑制の意識も働きにくくなっているという、このパラグラフなのですが、上流での課税で実際の消費者に負担が伝わりにくくなるという話は、これはそんなにはっきりとしたエビデンスのある話ではないと思います。価格が転嫁されるのであれば、あとはきちんとアナウンスすればいいわけですね。石油石炭税で例えば2円上がるのであれば、それによってガソリン価格が2円上がりますよということをしちんと言えいい話で、問題は転嫁なのですが、そこがしっかりとした言及があるわけではないです。

環境省の資料を見ると、そう言い切っているものはあるのですが、昔の資料でそう言い切った後の注みたい部分に、上流と下流でインセンティブ効果に本当に違いがあるのか、定量的な分析があるのかというような指摘がなされているような資料もあって、なので、こここのところ、あまりはっきりと確立されていない。しかし、何となく言い切り型の言い方が独り歩きしているというような印象を私は思っているところなので、働きにくくなっているという、言い切るのではなくて、少しそういう指摘もあるとか可能性もあるというくらいの言い方に止めたほうがいいのではないかとというのが1点ですね。

あと、これも細かいのですが、24ページで、今の保有から利用へという話とも若干は関連するのですが、自動車関連税の構成要素で、下から3つ目のポツというか、一番最初の小さいポツ、車体課税である自動車税種別割等々、これらを総称して自動車関連税という記述なのですが、構成要素としてはこれでもいいのですが、順番として自動車税、燃料課税、重量税という並び方になっていますね。これは何かこだわりがあってこういう並び方しているのかなという疑問がありまして、何か据わりが悪いというか、自動車税は取得段階の税があって、保有段階があって、そして、使用段階というように3段階に分けられて、保有段階の課税がこの自動車税なわけですよ。その使用段階というか、実際の使用量に応じてというのが燃料課税であるのに対して、重量税は保有しているだけではなくて使用することを表明した、使いますよということを表明した段階で課税される。だから、保有税と使用税の中間的な位置付けになるので、そうすると、自動車税、重量税、燃料課税の方が私は据わりがいいなと思っているのですが、この並び方に何か別のこだわりがあるのであれば、それはそれではないかなという気もするのですが、そうでなければ入れ替えてもらった方がいいというのが私の印象です。

以上です。

【諸富小委員長】 松原委員、どうぞ。

【松原委員】 税のグリーン化ではなくてDXの部分について、情報提供という形で2点、申し上げます。

事前の説明の際には、これはいいですねというように税務DX、34ページ以下のところを拝見して思ったのですが、あの後、今日いらしてないのですが、沼尾委員と少しお話をされていて、多分ですが、キャノンの研究主幹をされている柏木恵さんがその辺りについて書かれていらっしゃると思うので、地方税とかもそうなのですが、事務局の方には恐れ入りますが、もしよければ参考にさせていただければいいのではないかなというのが一つです。あとはたまたまなのですが、うちの本学の公共政策大学院で昨日シンポジウムをやっていたのですが、一応公開資料になると思うのですが、内閣府の参事官、デジタル庁の方がいろいろと地方税のDX化の工程表みたいなを出されて説明をされていたので、私、昨日の今日な

のでまだ学内関係者に聞いてないのですが、資料が一応公開シンポジウムだったので多分公表されると思うので、使えるものであればご提供します。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。こちらでも今の御指摘いただいた件については確認をしたいと思います。ありがとうございます。

では、土居委員、お願いいたします。

【土居委員】 18ページの辺りになると思うのですが、カーボンプライシングに関連する意見で、ここでは積極的な議論と取組ということで、これは私もそのとおりでいいと思うのですが、必ずしもまだ十分にコンセンサスが得られてないということで、まずはスモールスタートというか、激変緩和を配慮しながらカーボンプライシングをまずはとにかく始めてみようという話にはなると思います。いきなり本格的なものが入って、それが半ば恒久化するということにはなりにくいということだとしても、早期に始めなければ、この激変緩和が全く激変緩和にならなくなる。なぜならば、2050年にカーボンニュートラルの実現という目標を掲げているので時限が切られているわけで、それまでの間にカーボンプライシングも用いながらカーボンニュートラルに向かって動いていくということですから、早く始めなければ激変緩和が緩やかにはできない。だから、そういうことを注意喚起することがあっていいのではないかと思います。

激変緩和をしてくれないとカーボンプライシングに応じないという声はあるのですが、それをある種、言い訳にしてどんどん先送りをするような企てがあるとすれば、それは逆に逆効果です。激変緩和が激変緩和でなくなってしまうということを少しこの報告書の中でも注意喚起して、始めるなら早く始めてスモールスタートで緩やかに拡大させていくということを考えるべきだというようなこともこの報告書の中で書いてもいいと思いました。

私から以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。積極的な提言をいただきまして、ありがとうございます。ぜひこの点は入れていきたいなと思っております。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。大体意見はいただけましたでしょうか。

では、会長からこの点についてはいかがでしょうか。

【池上会長】 ありがとうございます。

環境関連税制ということで、これまでかなり議論を積み重ねてきましたので、それほど意見が対立することもないと思います。先程ありましたとおり、所有自体ではなくて利用への課税に進んでいくのだということについては、課税標準としては持っていること、例えば車の大きさあるいは排気量から、走行距離の方向に行く。ただし、納税義務は所有者ということなので、その整合性が取れるような記述にしていけばいいのではないかと思います。

それから、記述の順番と表現についていろいろ御意見をいただきましたので、できるだけ取り入れていきたいと考えております。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、続きまして、事務局から「Ⅱ 税制改革の方向性」のさらに税務行政のDX推進と「3 個人所得課税」について説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

まずは「税制改革の方向性」の2つ目の柱「税務行政のDX」のパートになります。

こちら事前説明にて各委員の皆様より御指摘いただいた項目の修正箇所を中心に御説明申し上げます。まず34ページになります。

D X推進という表現が日本語としてやや不自然ではないかという、そういった御指摘などもいただきましたので、表現を「推進」を使わない形に改めさせていただいております。

また、クオリティ・オブ・サービスという言葉を使っておりましたが、日本語としてより分かりやすい表現のほうがよいという御指摘もありまして「納税者サービス」というように修正をさせていただいております。

続きまして、37ページになります。

まず、ここで①の小見出しを「法令等の見直し」としていましたが、マイナンバー法で限定列挙している対象事業を追加するというを想定いたしますと、見直しではなく拡大等の表現のほうが適切という、そういった御指摘を受けまして、ここを「マイナンバー法等の適用範囲の拡大」と、そういうように修正をさせていただいております。

続きまして、40ページになります。

留意点の②の小見出しを「マイナンバー制度に対する懸念の払しょく」としておりましたが、例えばこのほかにも、そもそも国民の関心が薄いという面があるという、そういった御指摘も受けまして、小見出しを「国民の理解・関心の向上」とするとともに、本文の書きぶりのほうも見直しております。

また、④ですが、小見出しの内容が分かりにくいという御指摘を受けましたので「課税自主権への配慮」というように修正をしております。

そのほか、当該パートにつきましては、主税局のシステム部門等の指摘を受けまして書きぶりを改めている部分がございます。

続きまして、引き続き「税制改革の方向性」の3つ目の柱「個人所得課税」のパートになります。

45ページですが、「(2)『ふるさと納税』」となります。

ここでは、この「ふるさと納税」というのはそもそも税ではないので、かぎ括弧をつけるように統一すべきではないかという御指摘を受けまして、ここの小見出しにかぎ括弧をつけさせていただいております。

また、「ふるさと納税」につきましては幾つか御意見をいただいたことから、このサマリーにつきまして応益原則から外れているというような記述を追加するなどしまして、本文もそれに合わせて修正をしております。

続きまして、48ページの「(3) 個人事業税の見直し」になります。

個人事業税につきましては、基本的な解説を追加するなど少し記述を増やしたほうがよいとの御指摘を受けましたので「(個人事業税の概要)」のパートを追加しております。

なお、大変失礼いたしました。この個人事業税収の数字に間違いがあり、約2兆円、全体の0.1%というようになっておるのですけれども、ただしくは約2258億円、割合は約1.2%となります。大変申し訳ございません。改めて修正をさせていただきたいというように思っております。

説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして、御議論いただきたいと思っております。御意見がある委員は画面に向かって手を挙げていただければと思います。あるいは挙手ですね。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 御説明ありがとうございました。

まず瑣末なことからののですが、D Xの話、内容にとにかく言う気はないのですが、ほかのところと違って(1)とか(2)とか(3)の記述がなく、ここだけ一遍に文章が並んでいるので、その一方で、いろいろな話が出て、マイナンバーの拡充も含めていろいろな異なる内容がありますので、もう少し(1)(2)

(3) で分けたほうがいいのかと思います。読み手にとってもそのほうが、何がポイントなのか伝わりやすいかと思いましたということと、これは議論の分かれるところなのですが、41ページの「課税自主権への配慮」のところで、必ずこう書くのですよね。個別の状況に十分考慮することということですが、個別の状況に十分に考慮し、斟酌していたら、多分標準化は進まないで、やはり標準化を旨にするということだと思います。こういう記述が少し入るだけで結局標準化をやらない言い訳をつくってしまうというのは気がつけたほうがいいのかと思います。

それから、これは事務局とも事前面談でもお話ししたのですが、個人事業税の見直し、趣旨は分かるのですが、やはり個人住民税との整合性をどう取るのだという議論はやはり残ると思うのです。いわゆる二重課税問題ですね。これから例えばフリーランスを含めて個人事業主が増えますので、だとしたら、副業も場合によっては個人事業主になります。その場合、彼らは住民税も払い、さらに個人事業税まで払うのかという話になってきますよね。したがって、個人住民税の負担の整合性をいわゆる税額控除するなど、何かそういったことは少し考えたほうがいいのかという気がしました。

取りあえず、私から以上です。

【諸富小委員長】 御指摘ありがとうございました。

では、石井委員、どうぞ、よろしくお願いします。

【石井委員】 ありがとうございます。

40ページ目辺り、「マイナンバー制度に対する国民の理解・関心の向上」の御説明の箇所についてですが、そもそも制度の話をしているのか、カードの取得推進の話をしているのかというのが分かりにくいという点があるかと思います。

記載いただいている内容も、都民・国民においては様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されている、この一文は昔から使われている表現ですけれども、これは制度を創設するとき、プライバシーや個人情報保護へのリスクがあるのではないかという想定の下で出した課題であって、国民が実際にそう懸念を抱いているかどうかは分からないというところはあろうかと思います。そういう想定の下で個人情報が予想外の目的に使われないように制度設計をしたときの考え方ですので、国民が実際にそのような懸念を抱いていると書いてしまうとミスリーディングになってしまう可能性はあるのかなと思った。

そもそも関心が薄い人も多いという書きぶりですが、こちらは恐らくカードの取得推進の政策を掲げる中で、なかなか交付率や申請率が上がってこなかったという、そういう事実に対してどういう原因があるのかを考えたときに、関心が薄いのではないかというのが一つ原因として挙げられるかもしれない。ほかにはセキュリティーの懸念がよく言われるかなと思う。

「マイナンバー制度に対する国民の理解・関心の向上」をこの文章の中でうたっていくのか、あるいはカードの取得をさらに推進していくのかという方向性について、どちらを打ち出すかで大分内容が変わってくると思いますので、その辺りを少し御検討いただければと思う。

カードの取得を推進していくのであれば、マイナンバー制度は必ずしも必要、必須ではないし、マイナンバーカードについてどういうメリットがあるのか、取得する必要性があるのかという辺りを都民に伝えていく必要があるということになってくると思います。

行政側が引き続き丁寧に説明していくという書きぶりは、金井委員の御指摘によると何も言っていないという話になってしまうのかもしれないので、この辺りも御検討いただくとよろしいかなと思ったところです。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、金井委員、よろしく願いいたします。

【金井委員】 ありがとうございます。

1つ現年課税のところ、これは事務局の方にもお伝えして、定義は細かく書いていただいたので少しは解消されたと思うのですが、現年課税になっていない翌年度課税というのは、要するに前の年の前の暦年の所得を翌年の5月か6月に言わば税額が決定されるということで、しかも、その後、多くの場合は分割払いしていくということになっていくわけですね。そういう意味で、翌年取られているイメージがある。一方、普通の所得税というのは税額が決まる前から源泉徴収されているので所得の暦年と同じときに取られているというので現年課税のようですが、現実には翌年の3月15日に所得税を確定申告して、そこで決まるわけということなので、本当の本筋から言うと所得税も翌年課税なわけですね。

要するに、たまたま源泉徴収とか予定納税をすれば、お金を稼いだときにすぐ払ってしまえば、金があるうちに払ってしまったほうが払うほうも楽だし、取るほうも楽だということなので、現年課税かどうかはともかくとして、税額が決まるのは例えば翌年のどっちみち6月になるにしても、前の年に源泉徴収してもらえばいいわけですね。ただし、所得税と税制が違うので金額の計算がややこしいとかいろいろな話があると思うのですが、現年課税というよりは、予定納税と言うべきか、源泉徴収と言うべきか。その源泉徴収の意味が特別徴収という意味ではなくて稼いだときにすぐぱっと取ってもらうという、その意味で現年課税だと思うのです。どんなにDXとかデジタル化を頑張ったって、しよせん翌年6月に決まるという仕組みが変わらなかつたら、予定納税です。では、現年のいつ決めるわけという話になって、現年の6月に決めるのは、所得も生まれてないのにということは結局できない以上、年末の12月に決めるしかないでしょうという話になるわけで、それは要するに年末調整と同じことを税務署がやれということになるわけです。要するに、一番シンプルには所得税を付加税にしてもらうのが一番いいとは思いますが、この議論は多分あまり進まないのではないかなというのが、問題はみんな理解しているわけですね。所得がなくなってから取られたら困るというのはそのとおりだと思うのですが、ちょっと百年河清を待つような印象があるというのが1点目の疑問であります。

それから、2点目はデジタル化なのですが、40ページ目、丁寧に説明するというのは、まさに石井委員に引き取っていただきましたけれども、要するに丁寧に説明する、決まったことは決まったので、あとは聞く耳を持たないから説明するだけですよというようなニュアンスがあるので、非常に応答性が欠けた表現なので、ちゃんとまともな制度をつくる。常に現状の制度がまともだという立場に立つと丁寧に説明すればいいという話になると思うのです。

まず、ここら辺、制度を考える意味でどういうようにしていったらいいのかということはあると思うのですが、その場合に、適用範囲を拡大していく。個人番号の利用範囲を拡大するかどうかというところは制度問題で、これは確かに重要で、ワンストップとかワンスオンリーを実現するためにより意味があるのだと、しかも、役所の中でのやり取りをするということなので、民間事業者に流れるわけではないのだとか、そういう制度を考えるという仕組みはあるかと思うのですが、丁寧に説明というよりは、制度をきちんと考えていくということだと思います。

それから、もう一つ、これも石井委員が御指摘のとおりであります。マイナンバー制度は既に導入されていて、しかも、税制では強制されているわけなので、いいも悪いもなく既に名寄せはされているわけであり。マイナンバーとマイナンバーカードの何か違いがよく分からないような書き方になっているので、デジタル化の場合には、多くの場合にマイナンバーカードをトラストアンカーにしようという話になるからマイナンバーカードを使わないとデジタルでのアクセスができない場合が多いということですね。別に国税庁のシステムからダウンロードしてそれを打ち出せば、そのまま添付ファイルで送れるようになれば若干変わるような気はしますが、今でも郵便で送れるわけですから。したがって、そういう意味

ではマイナンバーカードが本当に必要なかどうか分かりませんが、少し混乱しているような印象があります。

それから、一番大きいのは、次のページ、41ページの要するに使い勝手が悪いわけですね。画面でやってくれと言われても、うまく操作が進まない。慣れてしまえば大丈夫なのですけども、慣れるときというのが非常に大変で、画面がうまく動かないとやる気がなくなってしまうということで、結局できないではないかという話になる。そうすると、では、もう一回、紙ベースでやるかという話になる。

しかし、では、画面でうまく自分で自宅で操作ができないときに誰がどうやって助けてくれるわけというのが一番最大の問題になっていて、ここですね。具体的なカスタマーサポートといいますか、納税者サポートをどうするのか。これも動画を見てくださいとか、チャットボットでやってくださいとか、電話かければ分かるでしょうみたいな話はあるのですけれども、これが一番のネックなので、本当にこの具体策が一番みんな知りたいのではないかと。絶対自宅でやれるようになったら楽に決まっているわけですね。ただし、画面でうまく動かないというのが普通なわけですよ。ちょっと入れるのを失敗したらうまくいかないということで、これは別に税制に限らないのですが、全てのG t o Cで一番問題になるのは画面操作がうまくいかないということだと思っているので、このサポートを具体的に考えていただければありがたいなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、高端委員、どうぞ。

【高端委員】 書きぶりの話になってしまうのですが、2つあります。

1つが34ページ「2 税務行政のDX」の冒頭のところで、先ほど、今回修正を入れられたところの納税者サービスという言葉なのですけども、一般的な用語なのですか。つまり、納税者が納税の手続をするときの手続のしやすさを向上させる手続のしやすさみたいなものを指して納税者サービスという表現を取るの一般的なことなのか。もしそうだったら私の勉強不足なので御放念いただければと思います。

というのは、あまり納税者サービスという言葉になじんでいない人がここをぱっと見ると、本文をじっくり読めば分かるのですけれども、最初の頭出しのところで一言目に納税者サービスと来たときに、正しくそのこと、その意味を取るのかなと。むしろ、タックスペイヤーに対するサービス全般みたいな、公共サービス全般みたいな意味と混同しないのかなというのをちょっと思いまして、本文の中でも納税者サービスと何か3か所、4か所ぐらい使われているのですけれども、もう少し具体的にというか、本文の中でも例えば納税者の手続の簡素化、省略化とか、いろいろな言葉が使われているので、そういう書きぶりにしてもいいのかと。

またさらに言うと、ここのセクションの一連の記述の中には納税手続をやりやすくするというだけでなく、恐らくDXを進めることで課税を適正化するというか、そういう側面も含まれた話になっていると思うので、そういう表現も併せて納税者サービスという言葉を変更してもいいのではないかとというように少し思いました。すみません。

2つ目が46ページの「ふるさと納税」のところで、これも書きぶりの話なのですが、46ページの下から5行目辺りのところですね。寄附を行った者が住所を置く地方自治体が交付税の交付団体の場合は25%の減収にとどまるが、不交付団体の場合は控除額全額が減収となる。ここで言いたいことは、東京都のような不交付団体の場合は控除額全額が減収となってしまう、大変なことなのだよということよりも、その後段にある交付団体も含め寄附を行った者が住所を置く地方自治体の減収が完全に補填されることな

く寄附を受けた地方自治体の歳入を増加させる制度であることが問題なのだと。これを指摘したいのであれば、その前のところの先ほど読んだところはもう少しニュートラルに書いていいのではないかと。つまり、寄附を行った者がどうのこうの、控除額の75%が補填される結果、残る25%の減収になり、不交付団体の場合は控除額全額が減収となる。ここがとどまるがでつなげてしまっているから、不交付団体の場合、大変なのだというニュアンスが強く出ているのですね。そこはもう少しニュートラルにして、交付団体も含めた全ての団体においてこれは問題なのではないですかという問題提起に趣旨を一貫させたほうがいい気がしました。

すみません、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。御指摘の点、検討させていただきたいと思います。

では、石井委員、宮本委員、土居委員にいただいています。

すみません、どうぞ。気づかず申し訳ございません。

【鴨田委員】 鴨田です。

二、三、感想と、少しどうかかなと思ったところがございますので。まず「ふるさと納税」については今回初めてということで、私も個人の所得税の申告を作成するときに、やはり高所得者の方が多くて、節税に使われているというところもありまして、本来の寄附金税制に沿ったものでないといけないとは思っております。

47ページの下から3行目からのところなのですが、「『ふるさと納税』を全国一律の制度として適用するのではなく、各地方自治体が、税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とすることが考えられる」となっているのですが、今、一部、国で寄附金控除ができて、都道府県についてはできないものとか市町村とかあるのですが、これをやると結構煩雑というか、納税者の人もここは税額控除ができる自治体なのかどうかとか、そういうのを検索したりして非常に大変なことになってくるのではないかなと思うのですね。ですから、ここにいきなりこれを書いてしまうのはどうなのかなとは思っております。

それから、個人事業税についてなのですが、やはり限定列举、これについて時代にそぐわない。例えば計理士は今、存在しているかどうかもう定かではないというところとか、中小企業診断士が入っていないとか、農業についてもちょっと漏れているものがあるかとかというので、この限定列举方式を今に合う事業に変更するのか、それとも、そもそもこの限定列举方式をやめて事業性の認定の仕組みをつくるかというところを議論した方がよいと思います。取りあえずそういう意見でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

鴨田委員の今、おっしゃった最初の限定列举方式については、これが問題だとすればどういう方向で考えるべきだという何か御意見はございますか。

【鴨田委員】 やはり今、新しい事業が多いので、それに追加してとなるとしょっちゅう変更しなくてはいけないので、限定列举方式を本来だったらやめたほうがいいのではないかなという意見です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そこについてもぜひ検討をさせていただきます。問題提起、ありがとうございました。

では、宮本委員、土居委員、石井委員の順番でお願いいたします。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 現年度課税の43ページ、翌年度課税の何が問題かというところで、先ほど金井委員から定義のお話はあったところですが、私、若干印象論で申し訳ないのですが、なぜ翌年度課税が問題か。所得の発生と納税までタイムラグがある、そういう一般的な指摘があった後は、ほとんど外国人への課税が問題だ、外国人から取り損なうというようなところが前面に出てしまっていて、少しバランスが悪いか

なという気がします。外国人からの徴税が非常に重要だということは私ども、認識していますけれども、例えば技能実習生への課税なんかについてはいろいろな議論が起きているところでもあります。

したがって、少し所得の発生と納税のタイムラグがどういうところで問題を起しているのかというところ。例えば住民税非課税世帯への支援が遅れる。住民税非課税世帯が困窮層を捉える疑似インデックスみたくなっていること自体がどうなのかとかあるのですけれども、ただ、この間、私たちが翌年度課税の問題を経験してきたところはそのにもあったというようにも思います。そういう意味で、少し外国人から取りはぐれるという話が前面に出過ぎているかなという印象があります。少しバランスを御考慮いただければというように思います。

すみません、印象論で。以上です。

【諸富小委員長】 分かりました。ここについても表現を検討させていただきたいと思います。

では、土居委員、どうぞ。

【土居委員】 私も現年課税化の話に関するところなのですが、宮本委員がおっしゃったように外国人の話がいきなり来ているというのは、現年課税化の話の一番の実現に向けての障害になっている部分というのはそこではないと私は思っていて、確かに外国人の問題を解決するには現年課税化が必要だということとは認めますが、なぜ今まで長年にわたり現年課税化ということが議論されていながら実現に至ってないかというのは、やはり基本的には源泉徴収義務者の反対があるからなわけですね。事務が煩雑だとか所得税に加えて住民税まで源泉徴収をしなければならないということに対する根強い抵抗がある。そこはあまり大々的に書くとか寝た子を起こしてしまうとか、本当は、そこはだんだん年を追うごとにそうした反対はデジタル化によって和らいでいるということなのだからあまり言及しないでおこうということであるならば、私はそれはそれでいいと思います。

あまり殊さら対立をあおる必要は私はないと思っていますけれども、どうも外国人の話が先に来るとか、次の年にお金が払えない人がいるとかという、そこは現年課税化の実現の最大の障害かと言われたら、私の認識は、そこは全然そんな大した障害ではないと思うのですね。利点ではあるのですけれども、やはり源泉徴収義務者が、今、住民税の特別徴収は全ての事業者が負わなければいけないということになってはいるところまでは来たわけですが、特別徴収といながら翌年度課税になっているところ。確かに納税額が幾らか分からない従業員、さらには複数の市町村にまたがって居住している従業員の源泉徴収をするというのは国税とは全然煩雑さが違う。もちろん、eTAXがあるとはいえ、そこは煩雑さが違うということがなかなか現年課税化というところに至ってないというところの実務的な大きな障害なのだろうと思います。

デジタル化によってそれは克服可能だと私は思いますけれども、そのために総務省でも議論なさっていると承知はしていますが、そういう議論があるということは報告書に書かなくてもいいとは思いますが、私、金井委員がおっしゃっている話は今さら感というか、蒸し返しの議論で、今さらそんな話をしてもしょうがないのではないかと思っていて、この住民税の現年課税化というのは昭和の時代から政府税制調査会でも議論されていた話ですし、現年課税という言葉で連綿と税制論議の中で議論されてきた用語なので、それを確定申告しなければ確定しないとかそういう話は、私は税制論議からはそもそも逸脱しているとか、そういう議論はもう既に終わった話だとかいうか、現年課税という言葉はもう税制論議の中では人口に膾炙している言葉であるので、補足した説明がこの素案には書かれているところはそれでいいと思いますが、それ以上に源泉徴収だ、実際納税額が確定するのは次の年になってからだとかというような、そういうことは一々ここでは議論するべきものではないというように思います。

そういう意味では、確かに利点は利点として書いておく必要はあるし、そこがクルーシヤルな問題の一

つであるということは認めますが、デジタル化でどうやって克服するかが大事だということを明記することで源泉徴収義務者の方々に対しても理解を浸透させることができる。端的に言えば、デジタル化がもっと進めば煩雑な事務もそんなに煩雑ではなくなって、国税に納税しているのと同じような一連の流れで従業員の住民税も納税できるようになれば、その障害は取り除かれるだろうということなのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 非常によく分かりました。ありがとうございます。では、ここの点も非常に多くの意見が出たところですので、各委員の御意見を踏まえて修文を相談したいというように思います。ありがとうございます。

石井委員、お待たせしました。お願いいたします。

【石井委員】 ありがとうございます。

金井委員のコメントに追加させていただければと思います。DXとの関係でまとめるのであれば、個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供の範囲、それから、マイナポータルの利用を拡大していくという打ち出し方は、DXを推進していく上での提言ないしは報告において、適切というように思う。

40ページの「マイナンバー制度に対する国民の理解・関心の向上」のところは、恐らくマイナンバーカードの話をしているのだらうと思う。DXとの関係で述べるのであれば、公的個人認証、電子的に本人確認できるための用途を確認していくといった文脈でおまとめいただくとよろしいのかなと思った。

使い勝手のところ、画面が動かないという金井委員の御指摘があったところで、私も確定申告をするときに、まさに画面が動かなかったことがありまして、カスタマーサポートを探して電話を試みたのですが、非常にお疲れの声で対応されてしまって、親切だったとは到底言えない感じがあったということがあります。カスタマーサポートの強化ができるのであればそのほうが望ましいかと思ったという次第です。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

こちらは皆さん、大丈夫ですか。

では、大体このセクション、皆様に御意見いただけたと思いますので、会長よりコメントをいただければと思います。よろしく願います。

【池上会長】 ありがとうございます。

この項目につきましては、必ずしも皆さんの言っていることがすべて一致しているわけではないというところは分かりますので、原案から改善できる部分は改善していきたいと思います。DXに関しては、今までそれほど詳しく議論していなかった。今回は初めて詳しく論じていますので、かなり改善すべき点もいろいろあるように思いました。ただ、今、申し上げたとおり、必ずしも意見は全部一致しているわけではないということも踏まえてどこまで書けるのか、ということはこの段階では考えたいと思います。

またその他、例えば個人事業税の問題とか、あるいは「ふるさと納税」の問題は過去の答申にも書いていたところもございますので、いろいろ意見はございましたけれども、それとの整合性あるいは理解を得られる範囲で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、以上でこのセクションについては終わりにしまして、次に事務局から「Ⅱ 税制改革の方向性」の「4 地方法人課税」について説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 それでは、続きまして、4つ目の柱「地方法人課税」のパートになります。

それでは、まず55ページの「国際課税」のほうになります。

サマリー部分に、国際課税の合意後、実施に向けて手続が進んでいることを記述したほうがよいという御指摘がありましたので、そのサマリーの1行目に該当の記述を追加させていただいております。

続きまして、57ページになります。

「(国際課税ルールの見直しに伴う税収の地方への帰属)」となっているこのパートにおきまして、デジタルインフラの例として、データセンターを挙げていました。ただ、このデータセンターは、大都市から地方へ移行が進むなど、どこにあってもよいような施設でありまして、ここに記述するのはふさわしくないのではないかという御指摘がありましたので、データセンターという言葉は削除させていただいております。

なお、また、委員からの御指摘ではありませんが、58ページの最後のパラグラフで、国に対して地方へ税源全てを渡すように求めていると誤解を招かないようにするため、あるいは都から国への提案要求とある程度文章表現を合わせるということありまして、ここを国際課税ルールの見直しに伴う税収は国だけではなく、全ての地方自治体に帰属させ、その税財源の拡充に貢献すべきである、このようにさせていただいております。

続きまして、59ページです。

「(4) Web 3.0等に関する税制」になります。

サマリー部分及び本文中で「Web 3.0に関するスタートアップ」というように従来しておりましたが、Web 3.0は非常に大きな概念であるため、このような記述だとどのような企業のことを指しているのか分かりにくい、そういう御指摘を受けましたので、「Web 3.0等の最新技術を駆使してビジネスを展開するスタートアップ」というように修正しております。

また、メタバースの中には、このWeb 3.0で活用されるブロックチェーン技術を使わないものもあるなど、両者は別概念のものであるという御指摘も受けましたので、本文中にメタバースを代表例としていた記述を改めさせていただいております。

続きまして、64ページになります。一番最後ですね。

「ふるさと納税」に言及するのであれば、この企業版「ふるさと納税」にも言及すべきではないかという御指摘を受けましたので、この「地方法人課税の偏在是正措置」のパートに「(企業版『ふるさと納税』の問題点)」、これを追加させていただいております。

修正箇所は以上となります。

なお「地方法人課税」のこのパートにおきましては、別途つけました参考資料の5ページから8ページも併せて御参照いただけたらと思っております。

事務局からは以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御議論いただきたいと思っております。御意見のある委員は画面に向かって手を挙げていただければと思っております。

画面に映ってない場合は挙手なのですが、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

これは何回も申し上げていることですが、外形標準課税のところ、別に今後の課題という位置づけでいいと思うのですが、やはり中小企業は何なのだという話、中小企業の定義の問題に関わりますし、分社化の話はグループ通算との整合性だと本当は思うのです。なので、今、地方の法人課税は個別、個々の法人にかけています。単体課税になっていますけれども、果たしてそれで国税との整合性をどう取るのかとい

う話も出てくると思うので、今、申し上げたとおり、グループ通算制度とか中小企業の定義とか、こういったところに、これは国の法人税も含めて、国の法人税は何で1億円以下が中小企業なのだという議論があっただけだから、なので、その辺り、もっと大きな話だということでは言っていないのかなという気がしましたということ。

それから、これも申し上げてきたのですが、分割基準のところ、63ページでけしからぬと言うのはいいのですけれども、やはり経済の実態に即した分割基準は何なのということではもう少し逆提案してもいいのではないかと思う。今の従業員と事業所数で割るのは明らかに経済の実態に本当は合っていないのです。なので、分割基準の話はもう少し深いのだと思うのですよね。だから、経済の実態に合わないからこういう裁量的な対応がある意味、認められてしまっている面もあると思うので、もう少しきちんと経済の実態を見て分割基準の在り方は見直す必要があるのではないかという議論はあってしかるべきだと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。確かにそうですね。この辺りはもう少し大きな話につながる。すみません、佐藤委員、1点目の整合性というのは国で、連結で。

【佐藤委員】 国がグループ通算に移しているの、そちらとは平仄を合わせないといけないのではないか。もともとの議論ですよ。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。御指摘のとおりかと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 偏在是正措置のところ、62ページに税収とか影響額が時系列で出ているのですけれども、この新たな措置で法人事業税のほうですね。法人住民税のほうは、地方法人税のほうは消費税の拡充で大きくなっているわけですが、事業税の特別法人事業税の影響額がここまでこの近年、膨らんでいるのは、あれは名前が変わっただけではなくて、さらに強力な譲与制限が加わったからなわけですが、それをきちんと書いたほうがいいのではないかなと思うのです。東京都として恨み節のように書くかどうかというのは書きぶりの問題は議論の余地があるかなとは思いますが、62ページの数字が出てきたとき、何でこんな大きくなっているのかという説明として、今の説明だと名前が変わった以外のところの情報がほぼない感じになるので、譲与制限が加わったという話を書くといいのではないかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 御指摘ありがとうございます。この点、検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

土居委員、よろしくお願ひします。

【土居委員】 外形標準課税のところ意見があったということなので、私以外の委員の方がどなたかおっしゃったということかもしれませんが、論理的に考えて、ここはあえて私がこれから申し上げるような形にしたほうがいいのではないかと思われるところが53ページから54ページにかけて書かれているところで、中小企業は労働分配率が非常に高くということがあるので、これは別に中小企業に限ったことではないということですね。総務省が出している統計で既に外形標準課税が課されている企業、外形標準課税対象法人で収益配分額に比した報酬給与額の割合というものは計算しようと思ったら総務省の統計から計算できて、私が調べた限りにおいては、それが9割、報酬給与額が9割以上の企業で外形標準課税対象法人の半分に達しているということですから、外形標準課税対象法人ですら労働分配率は高いですね。

ですから、あるとすれば中小企業には欠損法人が多いということで、欠損法人で、つまり、単年度損益がマイナスであっても付加価値割が課税されることが大企業と比べて顕著に中小企業の特徴として挙げられるということなのではないかと思えます。なので、労働分配率はもちろん中小企業は高いのは承知してはいますが、決して外形標準課税対象法人も低いわけではない、高い企業はそこそこ多いということなので、その対比ということであれば欠損法人。欠損法人というのは厳密に言うと付加価値割の課税標準との対比で言うと微妙に定義がずれるので、より正確に言えば付加価値割の中の単年度損益がマイナスの企業と言うのがより正確な表現ではないかと思うのですが、そういう企業は大企業に比べると明らかに中小企業は比率が多いということは言えると思えます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

土居委員がおっしゃった今の点はデータでも確かめられるのでしょうか。

【土居委員】 と思います。もちろん、総務省の税務統計は外形標準課税対象法人しか統計を取ってないので、対象外法人はそもそも納税してないのでデータがないということなわけで、もちろん法人企業統計等を見れば、確かに全体的に見ると相対的に中小企業のほうが労働分配率は高いということは言えるのですが、決して外形標準課税対象法人も労働分配率が低いわけではない。低い企業もありますが、高い企業も、もう収益配分額のうちの9割を超えている企業が半分あるわけですから相当な数だと思うのですね。その意味の定義における労働分配率ですか。

厳密に言うのであれば、単年度損益が入っていないので分母に単年度損益を加えなければいけないといえ加えなければいけないのですが、9割を超えているということは、もちろん7割を超えると雇用安定控除が使えるというのもそのあかしというか、7割を超えるほどにまで労働分配をたくさんしている企業があるから付加価値割の負担軽減措置として雇用安定控除が設けられているということではあるということですから、やはり外形標準課税対象法人であっても労働分配率が高いから税負担が重くなるということに対する懸念というのは引き続きあって、もちろん、課税されるという現行法の下では定められるときに納税しなければいけないわけなので、それを甘受しているということなのだと思います。

そういう意味では、さすがに上場企業で赤字を続けてはいられないわけですから、そうすると、単年度損益をマイナスにするということはやはりなかなか大企業では難しい、利益を上げていかなければいけないとなると、単年度損益、もちろん欠損金の繰越控除は考慮されていませんけれども、単年度損益が黒字という企業はそもそも所得割というか、国税の法人税なり法人住民税も払っているということであるのに加えてさらに付加価値割も払うという企業が大企業では多いということだが、中小企業がなぜ反対するかという理由のもちろん労働分配率が高いからという反対理由は承知しておりますが、それもさることながら、もっと決定的な部分というのは、いわゆる赤字法人課税というものですよね。単年度損益がマイナスにもかかわらず、付加価値割は課税標準の額がプラスになれば納税しなければいけないということになるということについての反対というのが中小企業では多いということなのだろうというように思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。非常によく分かりました。

中小企業が上場していなければ赤字欠損を続けていても株主から指摘されないという。

【土居委員】 そうですね。キャッシュが回っていれば、しかも、赤字といっても、これは議事録に残していいのかどう分かりませんが、自分の給料を払った後の赤字ですから、生活していけないというほどの赤字ということになるかどうかは状況次第ということなので、単年度損益がマイナスであれば普通は法人税とか法人住民税は払わないということに、法人住民税の法人税割は払わないということになると思われませんが、それでありながら、もし中小企業にも付加価値割が導入されたとすれば、そちらは払っ

てないが付加価値割は払わなければいけないということになる企業が多数出てくるだろうということに対しての懸念というのが実際世の中には存在するということなのだろうと思います。

【諸富小委員長】 非常によく分かりました。ありがとうございます。この辺り、考慮させていただきまます。非常に重要な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

【関口委員】 すみません、関口です。

【諸富小委員長】 関口委員、どうぞ。

【関口委員】 すみません、よろしいでしょうか。今のお話のところで出ていなかったところだけ申し上げたいと思いますが、We b 3. 0に関する税制というのがあると思うのですが、今回はこの税制に関する法人関係の税を議論したということなのではないかと思うのです。だから、題名のところだと思うのですが、We b 3. 0に関する法人税制といいますか、そんな感じなのではないかなという気がします。というのは、これはやったら切りがなくて、ある意味、現実の世界で起きているような課税関係を仮想の世界で起きている活動に対してどのように捉えるのかというのが物すごく広い意味で考える税制の姿だと思うのです。だから、この記述を読む範囲でなるべく変えない方向で記述を考えるとすれば、法人企業の活動を捉える際の捉え方に関する留意点を書いてあって、最後のところで暗号資産の期末評価に関してどういう評価をしたほうがいいのかという意見があったという、そんなストーリーなのかなと思います。

もし、これを広げるとなると、例えば先ほど出た個人の事業税との関連で、個人の事業主であっても、事業活動はしているわけですよね。その人の事業活動というものをどの局面でどのように捉えるのかということもリンクしてくる話だと思いますし、法人の暗号資産の時価評価の論点についても、これは私も議論したときに言ったと思うのですが、個人の事業主が暗号資産を保有しているときの評価の仕方ということと、この法人が事業活動をしているということとの関係、どういう取扱いをするのかということは現実のリアルの世界でどのように評価しているのかということとリンクする側面もあるのではないかと、そういう意味で、この話は、今回は法人課税の中に入っている感じですが、本当はかなり広がりを持つもので、もう国際課税とかそちらの考え方にまで広がるようなものだと思うので、初めに戻りますが、題名のところを何か法人税制にするか、あるいはこれは別立てなのか分からないのですが、ここだけ読むと何か変な感じがしてしまうなど。記述内容についてどうこうというよりも据わりがあまりよろしくないかなと。あるいは2期、3期の後のほうでこれに関わるような論点が付け加えられていくのかどうかも気にかかる所でした。

すみません、先ほどの税制のDX等の話のところで、発言してもよろしいでしょうか。

【諸富小委員長】 はい。

【関口委員】 少し戻ってしまうのですが、税制のDXの意義でもいいと思います。同じ話を税制のDXと翌年課税とかの話でしようと思うのですが、受益と負担のリンクという視点をこのDXのところの論点でも意義の辺りで入れたほうがいいのではないかと、翌年課税のところ、先ほど宮本先委員がタイムラグの問題、どういう問題なのかというのをもう少し明らかに書いたほうがいいのではないかと、御発言をされていたと思うのですが、これは端的に言えば受益と負担のずれが起きているということだと思いのですね。今回、どちらかというと税の議論なので、徴収面の話に重点を置いて、いかに徴収を効率化させるかとか徴収面での公平性を確保するかという観点でおまとめになられているのはよく分かるのです。ただ、初めのほうから話が出ていたとおり、給付面とのリンクというのですかね。給付面とのリンクというものを踏まえて税制の議論をしているという全体像があるほうが読み手としては

分かりやすいのではないかなと思うのです。

その観点で、先ほどの税制のDXというの狭い意味で言えば税制の信頼性を担保するということであり、もう少し広げていくと財政とか政府への信頼性を担保していくという感じのものであり、それは給付面でのリンクという議論ともつながるところだと思うので、意義の辺りのところで少し財政とか政府の信頼性を担保する手段の一部として税の面というのがあるというぐらいのニュアンスで記述があるといいと思いますし、2つ目の現年課税に関してもタイムラグのところで受益と負担のタイムラグというものがあることによって少しおかしなことが起きているという辺りの絵柄があると、全体像としてはもっと分かりやすくなるかなという気がしていたのですが、少し離席しており次に行ってしまったので申し訳ないです。ここで発言させていただきました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そうですね。関口委員が今おっしゃったことは私も政府税制調査会のほうでヨーロッパ3か国、イギリス、フランス、ドイツに行ったときに特にイギリス、フランスで税務DX、そもそも税務DXと言わなかったですね。狭い意味で税をどうやって効率的に徴収するかという視点を超えて、関口委員がおっしゃったように政府全体の信頼をどう高めるか、透明性をどう高めるか。また、給付とつながって社会保障のほうですね。給付をしっかりやるためにも実はDXが必要である。そのとき、しっかり所得情報、その他を把握する必要があるの、結果として税務DXにつながっていくというような論理がはっきりしましたね。この点、そもそもなぜ税務DXなのかということについて、もっと大きな視点で書きなさいという御指摘は重要な御指摘だと思います。ありがとうございました。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 63ページのところでよく分からなかったのが、地方自治体に徴収させた国税を譲与税化するというところで、それが地方自治体の事務負担を増すことが懸念されるということなのですが、この文脈を教えていただければと思うのです。そんなに今回、自治体の負担は増えたのか。今までやっていたものとか、それに上乗せしたものを作業としてやっているの、そんなに増えたのかという話です。そこが問題なのかというのはいくぶんよく分からない。、増えたことよりも国税の下働きをさせられているということ自体が理念的にはおかしいという話なのか。あるいはこの際だから、そのほうが全体のためによいのだという考えでいいならば、そんなに負担は増えないまま国の下働きをするようになる。この国の国税を自治体が取るということ自体が地方分権的に問題だと考えるのか、それともむしろ国税も自治体が取っていくのだという意味で、それはより分権的なのかというような理念の観点からいってどう考えるのかという、整理がよく分からない。

負担が増えたというのは、今までやってないものを取らされたという意味で言えば森林環境税はある意味でそうといえばそうなのですけれども、住民税に上乗せされているという意味からすると、別にそんなに事務負担は増えてないのではないかと。ただ、理念的に何か住民税を自治体を取るの自分たちの税で、一種の会費的な側面だからやむを得ないにせよ、どこに行ってしまうのか分からないようなものまで取られる筋合いではないのではないかとということで問題だと思うのか。筋からいえば税務署で取れよと言うのか。これは国民年金の議論と結局一緒ですよ。ただ、そうやると世の中全体のためにマイナスになるから自治体がやむを得ず取るのだということの理念的にどう説明するのかということのほうに何か問題のような気もするのですけれども、そんなに事務負担は増えたのですか。その事実がよく分かりません。

【諸富小委員長】 これは事務局にお答えいただく。どうでしょう。

【内田税制調査担当課長】 こちら、昨年度、森林環境税も最後、第4回又は第5回小委員会で議論が出たので、そのときにここに追加させていただいたものになりますが、あのときもここに入れさせていた

だいたいの理由としては、やはり金井委員がおっしゃったようなイメージも多分にありまして、ただ、確かに実際、区市町村がやるときにそれほど本当に事務が回らないほど増えたかどうかという、恐らくそこまではないのだろうとは思いますが、ただ、おっしゃったように下働きのなところもあって、地方自治の観点から問題もあるということもありまして、それで増すこと等が懸念されるというような、そういう書き方に最後、まとめさせていただいたのかなというように記憶しております。

【諸富小委員長】 金井委員、いかがでしょうか。

【金井委員】 私も特に意見があるわけではないのですが、筋からいえば国税なのだから、税務署で取れよと。いや、しかし、均等割みたいなのは取れませんというのは、それは要するに取れないような制度をつくるからいけない。そもそも人頭税的なものを国税で導入すること自体があまりよろしくないという政策判断を私自身は持っていますが、取れもしないようなことで自治体を下働きにして国が取るのは何か理念としてはともかく、非常にけしからぬ気もする。だから、本来ならば国税に返上するというのがあるとは思いますが、他方で、国税も自治体が取ると、取った税収を国に依存させるほうが自治体のためになるのだと、ドイツ連邦制的な考えですね。州が取って連邦に納付すること自体が州の交渉力を高める、そういう観点があるので、それはそれで分からないわけではないのですが、理念的にも筋があるかな。負担が増えなくてもですね。負担の話だけすれば、返上して国税でお取りくださいという話にするのが筋だと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。なかなか難しい。それこそ両方の筋があり得るということですね。交渉力を高めるという側面もあれば下働きさせられるので返上だというように議論する道もあり得るということですね。少し相談させてください。ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 1点だけ。「ふるさと納税」の最後、企業版のところ、文言としてきついかないという気がしていて、そもそも政策税制、寄附金税制なので一種の政策税制と割り切ってしまうと、確かに寄附金税制で法人税の税収も減るし、そうしたら交付税にも跳ね返ってくるというのは分かるのですが、あえて言えば、なぜかという個人と違って返礼品があるわけではないので、やはりこれは寄附なのですよ。であれば、例えば無制限な拡大とかそういうものは避けるべきであるとか、本当に真に効果があるかどうかを検証するべきであるとか、何かそういう文言のほうがいいのかなど。

受益に対する負担という地方税の原則に反する。反するのは分かるのですが、これは例外。政策税制ですから原則に反する。政策税制は何でも原則に反している。なので、これはあくまで例外事例であり、無制限な拡大は極力避けるべきであるというのと、またあえて言えば、「ふるさと納税」、個人版であればどこに納税したっていいのだから、であれば、三大都市圏に所在する地方自治体が対象外になるというのはおかしいのではないのか、その辺りを言ったほうがいいのではないかな。何かけしからぬ、けしからぬを並べても結局何も伝わってこないという感じはしたので。

以上です。

【諸富小委員長】 なるほど。大切な御指摘、ありがとうございます。確かにそうですね。この辺り、どういう形でここを議論するかというのも佐藤委員の御指摘を受けまして議論させていただきたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。大体皆様、御意見を言っていましたでしょうか。言い残したところとかないですかね。

では、以上のセクションについて、会長よりコメントいただければと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。

このセクションについては、意見が対立しているというよりは、表現の不十分な部分、あるいはもう少し改善したほうがいい部分の御指摘も多かったと思います。これも全員が言ったことをそのまま取り上げるということには多分ならないのですが、小委員長と協議をさせていただきます。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

本日、報告（素案）に対して委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局とも相談しながら報告案文の作成を進めてまいります。

作成した案文は次回、第5回小委員会でお示ししますので、再度御意見をいただければというように思います。

それでは、最後に、事務局から次回の日程等の説明をお願いいたします。

【小林税制調査担当部長】 次回の第5回小委員会は10月6日木曜日、午後4時半から開催させていただきます。

報告案を御検討いただきますので、今回と同様、非公開とさせていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、後日、改めてホームページに掲載する予定です。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議題を終了いたします。

本日は、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。

これもちまして、第4回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

— 了 —